



平成 29 年 10 月 3 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 青 森 銀 行  
代 表 者 名 取 締 役 頭 取 成 田 晋  
(コード番号 8342 東証第一部)  
問 合 せ 先 総 合 企 画 部 長 木 立 晋  
(TEL. 017-777-1111)

## 新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

平成29年10月3日開催の当行取締役会において、新株式発行及び当行株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 【本資金調達目的】

当行は地域経済の発展と企業価値の向上を目指すため、企業理念である「地域のために お客さまとともに 人を大切に」を経営の基本方針に掲げ、青森県内を中心とした地域における経営基盤の拡充と健全性の強化に努めております。

こうした企業理念を具現化させるため、平成28年4月には、第15次中期経営計画「あおぎん Leadingプラン」をスタートさせ、目指す姿である「県内 No. 1 の信認と圧倒的な存在感を有し、地域活性化をリードする銀行」の実現に向け、「営業体制の再構築による競争力の向上」、「地方創生への積極的な取り組み」、「人材の育成と戦略的配置」、「ICT の積極的な活用」、「経営基盤の強化」からなる5つの基本戦略を実践してまいりました。

計画期間初年度である平成28年度において、経営目標の一つである事業性貸出金・個人ローンの期中平均残高増加額は前年度比+526億円(同+5.0%)と、当初計画を上回る実績で推移しております。特に中小企業向け事業性貸出金の期中平均残高は同+330億円(同+8.2%)と大幅に増加しており、地域に対する金融仲介機能が発揮されたものと考えております。

一方、外部環境といたしましては、人口の減少や高齢化の進展、FinTech等の技術革新、金利低下による総資金利鞘の縮小、バーゼル規制による資本充実の要請等、金融機関が抱える問題は多く、こうした問題に対応するためには、ビジネスモデルの持続可能性と健全性の確保を両立させていく必要があると認識しております。

かかる状況下、地域と当行がともに成長していくため、引き続き中小企業向け貸出を中心に、積極的にリスクマネーを供給することで、地域経済活性化の実現と当行の収益の維持・向上を図るとともに、ICTの積極的な活用等により業務効率化を推し進め、筋肉質な経営体質への変革による競争力の強化に取り組んでまいります。

平成29年3月末時点での当行の自己資本比率は、連結10.56%、単体9.82%と、バーゼルⅢの国内基準行の最低所要自己資本比率である4%を上回っており、健全性に問題のない水準となっております。一方で、増加が見込まれる貸出金等のリスクアセットと自己資本比率のバランスをとり、予め業容拡大に備えるとともに、新たなバーゼル規制を見据え、コア資本の増強が必要であると判断し、普通株式の発行による資本増強を行うことといたしました。

当行は、本調達を通じて、従来にも増して強固な財務基盤を確立し、地域のリーディングバンクとして、資金供給機能・地域金融サービス・地域活性化を牽引する取り組みを推し進めてまいります。

ご注意:この文書は、当行の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 記

### 1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当行普通株式 2,610,000 株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 29 年 10 月 11 日(水)から平成 29 年 10 月 17 日(火)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、野村證券株式会社を主幹事会社（単独ブックランナー）、大和証券株式会社を共同主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当行に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成 29 年 10 月 18 日(水)から平成 29 年 10 月 24 日(火)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。
- (8) 申込株数単位 100 株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、取締役頭取 成田 晋に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意:この文書は、当行の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 当 行 普 通 株 式 390,000 株  
種 類 及 び 数 なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、野村証券株式会社が当行株主から390,000株を上限として借入れる当行普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、取締役頭取 成田 晋に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考>1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 当 行 普 通 株 式 390,000 株  
種 類 及 び 数
- (2) 払 込 金 額 の 発 行 価 格 等 決 定 日 に 決 定 す る 。 な お 、 払 込 金 額 は 一 般 募 集 に お け る 払 込 決 定 方 法 金 額 と 同 一 と す る 。
- (3) 増 加 す る 資 本 金 及 び 増 加 す る 資 本 金 の 額 は 、 会 社 計 算 規 則 第 14 条 第 1 項 に 従 い 算 出 さ れ る 資 本 金 等 増 加 限 度 額 の 2 分 の 1 の 金 額 と し 、 計 算 の 結 果 1 円 未 満 の 端 数 が 生 じ た と き は 、 そ の 端 数 を 切 り 上 げ る も の と す る 。 ま た 、 増 加 す る 資 本 準 備 金 の 額 は 、 資 本 金 等 増 加 限 度 額 か ら 増 加 す る 資 本 金 の 額 を 減 じ た 額 と す る 。
- (4) 割 当 先 野村証券株式会社
- (5) 申込期間(申込期日) 平成29年11月1日(水)
- (6) 払 込 期 日 平成29年11月2日(木)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 上記(5)に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については取締役頭取 成田 晋に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村証券株式会社が当行株主から390,000株を上限として借入れる当行普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、390,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われ

ご注意:この文書は、当行の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

ない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社が上記当行株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当行は平成 29 年 10 月 3 日(火)開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当行普通株式 390,000 株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、平成 29 年 11 月 2 日(木)を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 29 年 10 月 26 日(木)までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当行普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当行普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当行普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当行普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村証券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

## 2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	20,512,161 株	（平成 29 年 10 月 1 日現在）（注）1.
公募増資による増加株式数	2,610,000 株	
公募増資後の発行済株式総数	23,122,161 株	
第三者割当増資による増加株式数	390,000 株	（注）2.
第三者割当増資後の発行済株式総数	23,512,161 株	（注）2.

（注）1. 平成 29 年 10 月 1 日付で、当行普通株式 10 株を 1 株に株式併合しており、発行済株式総数は株式併合前の発行済株式総数に株式併合の割合を乗じた理論値です。以下、増資後の株式数についても同様です。

2. 前記「3. 第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対し野村証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

## 3. 調達資金の使途

### （1）今回の調達資金の使途

今回の公募増資及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 11,688,900,000 円については、平成 30 年 3 月末までに全額を貸出金等の運転資金に充当する予定であります。

ご注意:この文書は、当行の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の資本増強に伴い、従来にも増して強固な財務基盤を確立し、長期にわたって安定的な資金供給や各種金融サービスを提供することにより、中・長期的な収益の拡大につながるものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当行は、銀行としての公共的使命を全うするため、長期にわたり経営基盤の拡充に努めるとともに、安定的な配当の継続を維持することを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当行の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

年間配当金につきましては、安定配当の基本方針のもと、業績の状況や経営環境等を総合的に勘案した上で決定しております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保金につきましては、地域経済の活性化に資するべく、経営合理化及び収益力増強のため活用することにより経営体質の強化を図り、株主価値の増大に努めるとともに、適切な利益配分を実施してまいりたいと考えております。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
1株当たり連結当期純利益金額	52.99円	28.43円	24.39円
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	6.00円 (3.00円)	6.00円 (3.00円)	6.00円 (3.00円)
連結配当性向	11.3%	21.1%	24.6%
自己資本連結当期純利益率	10.0%	4.8%	4.1%
連結純資産配当率	1.1%	1.0%	1.0%

(注) 1. 平成29年10月1日付で、当行普通株式10株を1株に株式併合しており、上記はいずれも株式併合前の数値であります。

2. 連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益金額で除した数値です。

3. 自己資本連結当期純利益率は、親会社株主に帰属する当期純利益を自己資本(連結純資産の部合計から新株予約権及び少数株主持分(非支配株主持分)を控除した額で期首と期末の平均)で除した数値です。

4. 連結純資産配当率は、1株当たりの年間配当金総額を1株当たり連結純資産額(期首と期末の平均)で除した数値です。

ご注意:この文書は、当行の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

## 5. その他

### (1) 配分先の指定

該当事項はありません。

### (2) 潜在株式による希薄化情報

当行は、会社法の規定に基づき、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行しており、平成29年9月30日現在以下のとおりであります。なお、今回の公募増資及び本件第三者割当増資後の発行済株式総数（23,512,161株）に対する下記の交付株式予定残数合計の比率は0.20%となる見込みであります。

取締役会決議日	交付株式 予定残数	行使時の 払込金額	行使により 株式を発行 する場合の 株式の発行 価格	行使により 株式を発行 する場合の 資本組入額	行使期間
平成22年6月25日	2,270株	1円	1,881円	941円	平成22年7月31日から 平成52年7月30日まで
平成23年6月24日	4,400株	1円	2,241円	1,121円	平成23年7月30日から 平成53年7月29日まで
平成24年6月26日	5,390株	1円	2,181円	1,091円	平成24年7月31日から 平成54年7月30日まで
平成25年6月26日	7,070株	1円	2,351円	1,176円	平成25年7月30日から 平成55年7月29日まで
平成26年6月24日	7,190株	1円	2,881円	1,441円	平成26年7月31日から 平成56年7月30日まで
平成27年6月24日	7,710株	1円	3,621円	1,811円	平成27年7月30日から 平成57年7月29日まで
平成28年6月23日	11,630株	1円	2,961円	1,481円	平成28年7月28日から 平成58年7月27日まで
平成29年6月27日	2,460株	1円	3,661円	1,831円	平成29年7月27日から 平成59年7月26日まで

(注) 平成29年10月1日付株式併合（当行普通株式10株につき1株）の影響を勘案しております。

### (3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

#### ①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

ご注意:この文書は、当行の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
始 値	285 円	387 円	328 円	383 円 □4,155 円
高 値	431 円	435 円	402 円	438 円 □4,170 円
安 値	269 円	283 円	270 円	364 円 □3,830 円
終 値	387 円	328 円	382 円	421 円 □3,850 円
株価収益率	7.30 倍	11.55 倍	15.66 倍	—

- (注) 1. 平成30年3月期の□印はその取引決済日が株式会社併合(平成29年10月1日付で当行普通株式10株を1株に併合)の効力発生日以後となる平成29年9月27日以降の株価を示しております。
2. 平成30年3月期の株価については、平成29年10月2日現在で表示しています。
3. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値です。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当行は野村証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当行株式の発行、当行株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当行株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記の場合において、野村証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当行の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。